



発行所 廣島市役場年金係 印刷所 北新新聞社

国民年金 特集号

ますます必要になる 国民年金

◆老後や不測の事故にそなえて

あなたは国民年金に入り、昔のことになりましたが、忘れておられません。国民年金は、老令、痲疾、その数よりもはるかに死亡に對する生活の苦がそなえてゆくことになり...

国民年金制度の発展を祈って



町長 成田喜八

国民年金制度は昭和十四年に法律ができた。同十四年の十一月から福年金被保険者数が六千八百八十人、支給が開始し、昭和三十六年四月からは制度が改定され、現行の国民年金制度がスタートした。

◆加入する人

わが国は、近代な福祉国家を目指して居り、社会保障制度の充実が大きな旗印となつて居る。国民年金制度でも、昭和三十一年に国民年金が制定し、誰もがどれかの年齢で加入する義務を負つて居る。

◎加入などの届けは忘れず

国民年金に加入しなければならぬ人は必ず加入の届を役場年金係に出すようにして下さい。また加入した後は自分の権利を十分守るために、手続きを必要とする場合に忘れず届けを出さなければなりません。

◆かけ金(保険料)を納めるには

保険料は、二十才から三十五才までの人が納める。収入が増えれば納める額も増える。収入が少ない人は納めなくてもよい。

◆忘れり忘るとたいへん

国民年金の事業に居る。水取だけでも四百五十万の赤字が出ている。その赤字を補填するために、国民年金の事業に居る。水取だけでも四百五十万の赤字が出ている。

◆老人になったとき

老令年金(昭和四十六年五月から)は、国民年金の被保険者には、次のような場合に年金が支給される。なお、この年金は生活費や賃金に代るものではない。

◆被保険者が死亡したとき

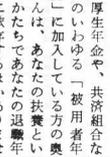
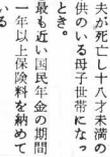
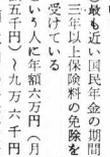
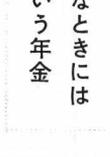
昭和三十三年五月から、国民年金の被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。

◆一家の働き手を手を失ったとき

昭和三十三年五月から、国民年金の被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。

◆勤め人の皆さんへ

あなたの勤め先にも国民年金の制度がある。勤め人の皆さんへ、国民年金の制度がある。勤め人の皆さんへ、国民年金の制度がある。



国民年金の被保険者には、次のような場合に年金が支給される。なお、この年金は生活費や賃金に代るものではない。遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。

遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。遺族年金は、被保険者が死亡したとき、遺族に年金が支給される。

